

大磯町議会議長 渡辺 順子 殿

## 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決 を図るよう国に働きかける意見書提出を求める陳情

2012年11月19日

首都圏建設アスベスト訴訟

湘南地域原告団・家族の会

会長 高橋 静男



(連絡先) 平塚市新町5-25

湘央建設組合内 Tel.31-2089

### 【陳情の趣旨】

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト(石綿)被害は多くの労働者、国民に広がっています。現在でも、建物の改修、解体に伴うアスベストの飛散は起こり、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害です。東日本大震災で発生した大量のガレキ処理についても被害の拡大が心配されています。

欧米諸国が製造業の従事者の多くの被害者が出ているに比べ、日本では建設業就業者に最大の被害者が生まれていることが特徴です。それはアスベストのほとんどが建設資材など建設現場で使用され、そして国が、建築基準法などで不燃化、耐火工法として、アスベスト含有建材の使用を進めたことに大きいな原因があります。

特に建設業は重層下請け構造や多くの現場に従事することから、労災認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乘せ保障もありません。国は石綿救済法を成立させましたが、極めて不十分なもので、成立後一貫して抜本的改正が求められています。

司法の場での結論を問わず、アスベストによって健康を害した被害者が多数存在し、被害者が苦しんでいることは変わりません。

今、建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策の実施、アスベスト問題の早期解決が求められています。

以上のことから下記の事項について陳情いたします。

### 【陳情事項】

地方自治法第99条の規定に基づき、国に建設アスベスト被害者と遺族への救済制度創設、アスベスト被害拡大根絶への対策強化、アスベスト問題の早期解決を求める意見書を提出してください。

以上